



昨年の日米共同声明に沿って交渉を行い、9月25日の日米首脳会談で最終合意を確認。
日本時間10月8日(米国時間同7日)、署名。

- 世界のGDPの約3割(25.5兆ドル)を占める、日米間の物品貿易に関する協定。
- 昨年末のTPP11発効、本年2月の日EU・EPAの発効を背景に、本年4月以降、5ヶ月にわたる交渉で、短期決着。

主な交渉結果：バランスの取れた合意内容に

<農林水産品> 日本側の関税：TPPの範囲内

- コメ(調製品含め)：完全除外
- 林産品・水産品：譲許せず
- TPPワイド関税割当枠：新たな米国枠を設けず
- 和牛輸出：65,005トンの複数国枠へのアクセス確保
- 酒類：容量規制等の米国非関税措置の改善
- 日本の輸出関心が高い42品目：関税削減・撤廃

<工業品>

- 自動車・自動車部品：「関税の撤廃に関して更に交渉」と協定に明記
※協定の誠実な履行中は追加関税を課さない旨、日米共同声明に明記、首脳間で確認。
※数量制限・輸出自主規制等の措置を課さない旨閣僚で確認。
- その他工業品：日本側関心品目を中心に関税削減・撤廃

関税撤廃率(貿易額ベース)

- 日本側：84%、米国側：92%

経済効果

- GDP押し上げ 約0.8% (4兆円)

日米共同声明(抄)

➤ 昨年の日米共同声明(2018年9月26日(米国時間))(抜粋)

- 3 日米両国は、所要の国内調整を経た後に、日米物品貿易協定(TAG)について、また、他の重要な分野(サービスを含む)で早期に結果を生じ得るものについても、交渉を開始する。
- 4 日米両国はまた、上記の協定の議論の完了の後に、他の貿易・投資の事項についても交渉を行うこととする。
- 5 上記協定は、双方の利益となることを目指すものであり、交渉を行うに当たっては、日米両国は以下の他方の政府の立場を尊重する。
 - －日本としては農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限であること。
 - －米国としては自動車について、市場アクセスの交渉結果が米国の自動車産業の製造及び雇用の増加を目指すものであること。
- 7 日米両国は上記について信頼関係に基づき議論を行うこととし、その協議が行われている間、本共同声明の精神に反する行動を取らない。また、他の関税関連問題の早期解決に努める。

➤ 日米共同声明(2019年9月25日(米国時間))(抜粋)

- 3 こうした早期の成果が達成されたことから、日米両国は、日米貿易協定の発効後、4か月以内に協議を終える意図であり、また、その後、互恵的で公正かつ相互的な貿易を促進するため、関税や他の貿易上の制約、サービス貿易や投資に係る障壁、その他の課題についての交渉を開始する意図である。
- 4 日米両国は、信頼関係に基づき、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定を誠実に履行する。日米両国は、これらの協定が誠実に履行されている間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない。また、日米両国は、他の関税関連問題の早期解決に努める。

農林水産品関連合意の概要

1. 国民の主食である米の関税削減・撤廃の除外を獲得。
2. 脱脂粉乳・バターなど、TPPでTPPワイド枠（TPP11発効国全てが利用可能な関税割当枠）が設定されている33品目について、新たな米国枠は設けない。
3. 関税の削減・撤廃をする品目は、TPPと同内容。
4. 牛肉について、TPPと同内容の関税削減とし、2020年度のセーフガードの発動基準数量を、昨年度の米国からの輸入実績より低い水準に設定。
5. 全ての農林水産品の日本側の関税について、TPPの範囲内に抑制。農林水産品の関税撤廃率は、TPPの関税撤廃率約82%より大幅に低い約37%にとどめた（もともと無税の品目を除き、今回関税を削減・撤廃等する品目数の割合で見ると21%）。
6. 牛肉の輸出について、現行の日本枠200トンと複数国枠を合体し、複数国枠65,005トンへのアクセスを確保。
醤油、ながいも、切り花、柿などの輸出関心が高い品目で関税撤廃・削減を獲得。

農林水産物の生産減少額 約600億円～約1,100億円

※日米貿易協定とTPP11を合わせた生産減少額 約1,200億円～約2,000億円

- ※1 協定発効時から米国にはTPP11発効国と同じ税率を適用。
- ※2 協定は、国内手続完了の通知後、30日（又は別途合意する日）で発効。
- ※3 農産品について、米国との将来の再協議規定あり。

その他工業品関連合意の概要

◇ 日本企業の輸出関心が高く貿易量も多い以下の品目を中心に、即時撤廃を含む、早期の関税撤廃、削減を実現。

① 我が国の高い「ものづくり」の力を体現する高性能な工作機械・同部品等

(例) ・マシニングセンタ(現行税率4.2%) : 2年目撤廃

- ・工具(現行税率2.9%~5.7%) : 即時撤廃/2年目撤廃/即時半減
- ・旋盤(現行税率4.2%~4.4%) : 2年目撤廃
- ・鍛造機(現行税率4.4%) : 2年目撤廃
- ・ゴム・プラスチック加工機械(現行税率3.1%) : 2年目撤廃
- ・鉄製のねじ、ボルト等(現行税率2.8%~8.6%) : 即時撤廃/2年目撤廃/ 即時半減/2年目半減

② 日本企業による米国現地事業が必要とする関連資機材

(例) ・エアコン部品(現行税率1.4%) : 即時撤廃

- ・鉄道部品(現行税率2.6%~3.1%) : 即時撤廃/2年目撤廃
- ・炭素繊維製造用の調整剤(現行税率6%~6.5%) : 即時半減/ 2年目半減
- ・蒸気タービン(現行税率5%~6.7%) : 2年目撤廃/2年目半減

③ 今後市場規模が大きく伸びることが期待される先端技術の品目

(例) ・3Dプリンタを含むレーザー成形機(現行税率3.5%) : 2年目撤廃

- ・燃料電池(現行税率2.7%) : 即時撤廃

④ 地域経済を支え、米国消費者のニーズが高い品目

(例) ・楽器(現行税率2.6%~5.4%) : 即時撤廃/2年目撤廃/即時半減

- ・眼鏡・サングラス(現行税率2%~2.5%) : 即時撤廃
- ・自転車・同部品(現行税率3%~11%) : 即時撤廃/2年目撤廃/ 即時半減/2年目半減

酒類関連合意の概要

日本側

✓ ワインについての関税撤廃は、TPPと同内容。

(注)TPPでは、ボトルワイン、スパークリングワインは8年目無税。

✓ ワイン以外の酒類(清酒、焼酎等)は譲許せず。

(注)TPPでは、清酒、焼酎は11年目無税。

米国側

米国への日本産酒類の輸出を促進するため、以下の非関税措置を約束。

✓ 日本の伝統的な四合瓶(720ml)、一升瓶(1.8L)等での輸出を可能とするため、ワイン、蒸留酒の容量規制の改正に向けた手続を進める。

✓ 米国での日本産酒類の10表示^(注)の保護に向けた検討手続を進める。

(注) 国税庁長官が指定した地理的表示:ぶどう酒(山梨、北海道)、蒸留酒(壱岐、球磨、琉球、薩摩)、清酒(日本酒、白山、山形、灘五郷)

✓ 米国での酒類の販売に必要なラベルの承認のための手続の簡素化。

✓ 米国市場における日本の焼酎の取扱いについてレビュー。

総合的なTPP等関連政策大綱の改訂

総合的なTPP等関連政策大綱の概要

TPP等の効果を真に我が国の経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策、及びTPP等の影響に関する国民の不安を払拭する政策を明らかにするもの。

【政策大綱実現に向けた主要TPP施策】

1. 輸出促進によるグローバル展開推進(TPP等の普及・啓発、中堅・中小企業等のための相談体制の整備等)
2. TPP等を通じた国内産業の競争力強化(イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進等)
3. 分野別展開(農林水産業(強い農林水産業の構築等)、食の安全・安心等)

政策大綱改訂の経緯

- 平成27年10月5日:TPP12大筋合意
⇒ 同年11月25日:総合的なTPP関連政策大綱を策定
- 平成29年7月6日:日EU・EPA大枠合意、同年11月11日:TPP11大筋合意
⇒ 同年11月24日:総合的なTPP等関連政策大綱を改訂
- 令和元年9月25日:日米貿易協定について日米首脳会談で最終合意を確認
⇒ 同年秋を目途に政策大綱を改訂する旨の基本方針をTPP等総合対策本部決定(10月1日)

政策大綱改訂のポイント

改訂にあたっては、政策大綱で明示した施策についての検証を行いつつ、下記の柱に沿って検討。

- 海外展開を推し進める**日本企業・日本産品等による新たな市場開拓**を促す
- 各協定の効果を最大限活かし、**国内産業の競争力を強化**する
- 強い農林水産業・農山漁村をつくりあげるため、**農林水産業の生産基盤を強化**するとともに、**新市場開拓の推進**等